

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月11日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第41号

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年墨田区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。